平成２４年（フ）第３４８号
静岡県浜松市浜北区上島１番地の104
破産者　えん配食サービスこと　市川　哲也
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
愛媛県松山市北斎院町905番地16
破産者　竹本　　彪
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０４号
愛媛県松山市小栗３丁目１番29号
破産者　末浪　由紀
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
愛媛県宇和島市遊子4278番地
破産者　谷本　力光
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４３号
愛媛県宇和島市和霊東町３丁目６―15　タムラビル201号室
破産者　高石　奏子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第８５号
長崎県大村市今村町482番地６、前住所長崎県大村市今村町482番地４
破産者　松崎　勝博
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
沖縄県那覇市長田２丁目９番30号　知念ハイツ301
破産者　我如古豊子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０５９号
さいたま市緑区原山２丁目23番９―201号、旧住所さいたま市緑区原山４丁目15番23―209号
破産者　平野太加豪
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目３番１号　グリーンハイム206号
破産者　東　眞由美
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
茨城県水戸市双葉台２丁目31番地の14
破産者　千葉　秀哉
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８１号
福岡県久留米市荒木町白口1595番地11
破産者　三村　泰彦
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４５０号
北九州市八幡西区藤田２丁目５番10号　丸徳ビル802号室
破産者　ビーインタレスティッドこと　松山　拓司
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８２号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手7141番地
破産者　千竃　公也
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目11番地16
破産者　阿部　英彦
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
宮城県大崎市古川稲葉字土手内105番地１　トーヨーハイツ210号
破産者　富澤　忠安
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
宮城県栗原市金成津久毛平形蔵本沢89番地
破産者　佐藤　　繁
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
宮城県加美郡色麻町黒沢字滝本４番地１
破産者　山崎貴美子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５４４号
名古屋市港区惟信町１丁目２番地　ドエルウエスト401号、開始決定時の住所名古屋市南区丹後通３丁目５番地の４
破産者　フリークスこと　兼康　哲也
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１９号
兵庫県芦屋市陽光町８番20―1205号
破産者　石原　　満
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部